

## 新居浜工業高等専門学校における健康情報等の取扱規程

令和2年2月27日規程第2号

### (目的)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における業務上知り得た教職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）は、健康確保措置の実施又は安全配慮義務の履行のために本取扱規程に則り、適切に行わなければならない。

2 健康情報等を取り扱う者は、法令に基づく場合及び独立行政法人等の保有個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第9条第2項各号に該当する場合を除きあらかじめ教職員本人の同意を得ることなく、前項の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、健康情報等を取り扱ってはならない。

### (健康情報等)

第2条 前条の健康情報等は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条の2第1項の規定に基づき、本校が作業環境測定の結果の評価に基づいて、教職員の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施する健康診断の結果
- (2) 前号の健康診断の受診又は未受診の情報
- (3) 安衛法第66条の第1項から第4項までの規定に基づき本校が実施する健康診断の結果並びに同法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき教職員から提出される健康診断の結果
- (4) 前号の健康診断を実施する際、本校が追加して行う健康診断の結果
- (5) 前2号の健康診断の受診又は未受診の情報
- (6) 安衛法第66条の4の規定に基づき本校が医師又は歯科医師から聴取する意見及び第66条の5第1項の規定に基づき本校が講ずる健康診断実施後の措置の内容
- (7) 安衛法第66条の7の規定に基づき本校が実施する保健指導の内容
- (8) 前号の保健指導の実施の有無
- (9) 安衛法66条の8第1項の規定に基づき本校が実施する面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき教職員から提出される面接指導の結果
- (10) 前号の教職員からの面接指導の申し出の有無
- (11) 安衛法66条の8第4項の規定に基づき本校が医師から聴取する意見及び同条第5項の規定に基づき本校が講ずる面接指導実施後の措置の内容
- (12) 安衛法66条の9の規定に基づき本校が実施する面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果
- (13) 安衛法66条の10第1項の規定に基づき本校が実施する心理的な負担の程度を把握するための検査の結果
- (14) 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき本校が実施する面接指導の結果
- (15) 前号の教職員からの面接指導の申し出の有無
- (16) 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき本校が医師から聴取する意見及び同条第6項の規定に基づき本校が講ずる面接指導実施後の措置の内容
- (17) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて本校が取得する健康測定の結果、健康指導の内容等
- (18) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、教職員から提出された二次健康診断の結果及び同法による給付に関する情報

- (19) 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書
- (20) 通院状況等疾病管理のための情報
- (21) 健康相談の実施の有無及び当該健康相談の結果
- (22) 職場復帰のための面談の結果
- (23) 産業保健業務従事者（産業医，衛生管理者その他の教職員の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）が教職員の健康管理等を通じて得た情報
- (24) 任意に教職員から提供された当該教職員の病歴，健康に関する情報

（健康情報等の取扱い）

第3条 健康情報等の取扱いとは，健康情報等に係る収集から保管，使用（第三者提供を含む。），消去までの一連の措置を差す。

2 前項の収集，保管，使用又は消去の定義は，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 収集 健康情報等を入手すること。
- (2) 保管 入手した健康情報等を保管すること。
- (3) 使用 健康情報等を取り扱う権限を有する者が，健康情報等を活用若しくは閲覧すること又は第三者に提供すること。
- (4) 加工 収集した健康情報等の他者への提供に当たり当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること（例えば，健康診断の結果をそのまま提供するのではなく，所見の有無や検査結果を踏まえ，医師の意見として置き換えることなど。）
- (5) 消去 収集，保管，使用又は加工した情報を削除するなどして使えないようにすること。

（健康情報等を取り扱う者）

第4条 健康情報等を取り扱う者（以下「取扱者」）は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 校長，安全衛生委員会委員長，事務部長及び総務課長（第3項において「校長等」という。）
  - (2) 産業医又は衛生管理者（第3項において「産業保健業務従事者」という。）
  - (3) 学科主任，課長及び技術室長（第3項において「当該教職員の所属課長等」という。）
  - (4) 総務課人事係職員のうち校長が指定する者及び看護師（第3項において「人事担当者等」という。）
- 2 健康情報等を取り扱う責任者（以下「責任者」という。）は，校長とする。
- 3 取扱者の権限及び取り扱う健康情報等の範囲は，下の表に定めるとおりとする。

| 取扱者           | 権限及び取り扱う健康情報等の範囲  |
|---------------|---|
| (1) 校長等       | ア 第2条第2号，第5号，第6号，第8号，第10号，第11号，第12号，第15号及び第16号に掲げる健康情報等を直接取り扱うこと。<br>イ 健康情報等（アの健康情報等を除く。）の収集，保管及び使用を行うこと。 |
| (2) 産業保健業務従事者 | 健康情報等の収集，保管，使用，加工及び消去を行うこと。   |

|                 |  |
|-----------------|--|
| (3) 当該教職員の所属課長等 | 健康情報等（所属する教職員の健康情報等に限る。）の収集，保管及び使用を行うこと。 |
| (4) 人事担当者等      | 健康情報等の収集，保管及び使用を行うこと。                    |

- 4 前項に定める権限を超えて健康情報等を取り扱う場合は，責任者の承認を得るとともに，教職員本人の同意を得るものとする。
- 5 取扱者は，職務を通じて知り得た教職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

（健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法）

第5条 取扱者は，健康情報等を取り扱う場合は，あらかじめその利用目的及び取得方法を教職員本人に通知又は公表するものとし，公表していない場合であって情報を取得した場合には，速やかにその利用目的等を教職員本人に通知する。

- 2 健康情報等の分類に応じた教職員本人の同意取得については，次の各号に定めるところとする。
  - (1) 法令に基づき収集する情報 教職員本人の同意を得ずに収集することができる。
  - (2) 法令に定められていない項目について収集する情報 適切な方法により教職員本人の同意を得ることによって収集することができる。ただし，教職員本人が健康情報等を本人の意思に基づき提出した場合は，当該健康情報等の取扱いに関する教職員本人の同意の意思が示されたものとする。

（健康情報等の適正管理の方法）

第6条 取扱者は，利用目的の達成に必要な範囲において，健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 2 責任者は，健康情報等の漏えい，滅失，改ざん等を防止するため，次の各号に掲げるところにより，適切な措置を講じなければならない。
  - (1) 健康情報等があらかじめ定められた方法に従って取り扱われていることを確認する。
  - (2) 第4条に定める範囲を超えて健康情報等を取り扱わせない。
  - (3) 健康情報等を含む文書（磁気媒体を含む。）は，施錠できる場所への保管，記録機能を持つ媒体の持ち込み，持ち出し制限等により情報の盗難，紛失等の防止の措置を講ずる。
  - (4) 健康情報等のうち，体系化され，検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関して，アクセス制限，アクセス記録の保存，パスワード管理，外部からの不正アクセスの防止等により，情報の漏えい等の防止の措置を講ずる。
- 3 健康情報等の保存期間は，独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に定めるところによるものとする。
- 4 取扱者は，情報の漏えい等が生じた場合には，速やかに責任者へ報告するものとし，本校内において報告及び被害の拡大防止，事実関係の調査及び原因の究明，影響範囲の特定，再発防止策の検討及び実施，影響を受ける可能性のある教職員本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表などの必要な措置を講ずるものとする。
- 5 取扱者は，健康情報等の取扱いを委託する場合は，委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう，委託先に対して必要かつ適切な監督を

行うものとする。

(健康情報等の開示等)

第7条 健康情報等の開示並びに訂正、追加、削除及び使用停止は、独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（機構規則第66号）に定めるところによるものとする。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第8条 取扱者は、あらかじめ教職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第9条 取扱者は、第三者から健康情報等（個人データ）の提供を受ける場合には、記録を作成・保存するものとする。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第10条 健康情報等の取扱いに関する苦情は、総務課人事係が担当する。

2 健康情報等の取扱いに関し苦情があった場合には、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

附 則（令和2年2月27日 制定）

この規程は、令和2年2月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。